

福岡ジュニアソフトボールフレンドシップリーグ 大会運営要綱

1. 競技運営

1 - 1 リーグ戦参加申し込み及び選手登録

- (1) リーグ戦参加申し込みは、選手登録表を提出した時点で参加申し込みとする。
- (2) 選手登録表の提出は、リーグ戦開会前の事務局が定める締切日までとする。
- (3) 登録選手の人員は、特に定めない。
- (4) 選手の背番号は、30番（監督）、31番（コーチ）、32番（コーチ）を除く、1番から99番とする。
- (5) 選手登録表提出以降の変更（選手の増減、選手の背番号の変更、監督の交代等）は、変更があった時点で事務局長へ届け出ること。
- (6) リーグ戦期間中に、公式行事（ソフトボール協会行事・官公庁行事・地域行事等の参加）、学校行事（運動会・修学旅行等の参加）、また、それらに準ずる理由以外（対外試合や他リーグの招待試合等の参加）でリーグ戦を休むことは、原則として禁止する。

1 - 2 監督会議

- (1) 監督会議は、規約第七章第32条から第37条に定める通りとする。
- (2) 監督会議で決議した事項は、チーム全体に徹底すること。

1 - 3 開会式・閉会式

- (1) 開会式・閉会式には、全チームが参加すること。
- (2) 開会式・閉会式には、原則として選手は、同一ユニフォーム着用で全員が参加すること。
- (3) 開会式・閉会式には、各チームの監督（若しくは代理人）は、選手と同一ユニフォーム着用で所定の位置に整列すること。
- (4) 開会式・閉会式に参加できないチームは、事前に事務局長へ報告し、参加できない理由を説明する。事務局長が適当な理由であると判断した場合のみ、認める。

2. 試合

2 - 1 試合の組合せについて

- (1) 試合の組合せは、事務局に一任する。組合せに対する苦情等は、一切禁止とする。
- (2) 試合の組合せは、1日に3試合以内とする。ただし、以下の場合には、事務局より当該チームの監督に事前に連絡し、了解を得た上で1日4試合以上を行う。
 - (ア) 全試合の日程の消化が、非常に遅延している場合
 - (イ) 著しく試合日程の消化が遅れているチームの場合
 - (ウ) その試合を消化すれば、以後の日程の消化が良好になる場合
 - (エ) その他、事務局が必要と認めた場合

2 - 2 組合せの連絡

- (1) 組合せは、原則として試合3日前までにリーグのホームページに掲載する。
- (2) 組合せは、各チームで確認をすること。
- (3) 組合せは、公式行事の結果次第で前日に決定する場合がある。その場合、事前に事務局が定める日時に、各チームでホームページを確認すること。

2 - 3 試合を休む場合

- (1) 公式行事（ソフトボール協会行事・官公庁行事・地域行事等の参加）、学校行事（運動会・修学旅行等の参加）、また、それらに準ずる理由で、試合を休む場合であっても、当該日より2週間前に事務局長へ連絡をして承認を得ること。
- (2) 公式行事（ソフトボール協会行事・官公庁行事・地域行事）、学校行事（運動会・修学旅行等）が雨天等で変更・順延になった場合は、速やかに事務局長へ連絡をして承認を得ること。

3. 試合会場（グラウンド）

3 - 1 試合会場（グラウンド）の確保

- (1) 各チームは、リーグ戦期間中のグラウンドの確保を積極的に行うこと。
- (2) グラウンドが確保できたチームは、速やかに事務局長へ連絡をすること。
- (3) 各チームは、1リーグ戦期間中に1日はグラウンドの確保をすることが望ましい。

3 - 2 試合会場（グラウンド）への乗入れ車両

- (1) グラウンドへ乗入れ可能な車両の台数は、組み合わせ表に記載してある台数までとする。
- (2) 組み合わせ表に記載されている台数以上の車両は、各チームの責任において、有料駐車場等に駐車し、絶対にグラウンドへは乗入れないこと。
- (3) グラウンドへ乗入れる車両には、チーム名、車両の持ち主の氏名、車両の持ち主の携帯電話番号を明記したカードを、ダッシュボードの上など外から見え易い位置に提示する。

3 - 3 試合会場（グラウンド）の準備

- (1) 試合会場の準備は、グラウンド責任チームの責任者の指示に従い、当日の1試合目のチームで行うこと。
- (2) 試合会場準備中に、グラウンド内で練習することは、原則として禁止する。
- (3) 試合会場の準備、及び試合会場準備終了後の練習は、グラウンド責任チームの責任者の指示に従うこと。

3 - 4 試合会場（グラウンド）の整備

- (1) 試合終了後のグラウンドの整備は、試合をした両チームで責任を持って行うこと。

3 - 5 試合会場（グラウンド）の片付け

- (1) 試合会場の片付けは、そのグラウンドで最後に試合をした2チームで行うこと。

- (2) 選手に「トンボ」でのグラウンドの整備と「ごみ拾い」を行わせること。
- (3) グラウンド責任チームの責任者は、既存の建物（校舎や窓ガラス等）や備品に破損がないことを確認する。
- (4) ごみは必ず各チームで持ち帰ること。

3 - 6 試合中の事故の処置

- (1) けが等については、次の通りとする。
 - (ア) 試合中のけが等は、自チームで責任を持つこと
 - (イ) 各チームの、選手全員、監督、及び指導者は、必ずスポーツ保険に加入しておくこと〔規約 第四章 第10条③〕
 - (ウ) 各チームは、事故やけが等がおこった場合の応急手当や、緊急連絡体制、あるいは傷害を受けた者に対する指示等を、日頃から確認しておく
- (2) 既存の建物（校舎や窓ガラス等）や備品の破損等については、次の通りとする。
 - (ア) 既存の建物（校舎や窓ガラス等）や備品を破損した場合は、必ずグラウンド責任チームの責任者に届け出て、とりあえず加害者若しくは加害チームが費用を負担して、速やかに元の通りに修復しておくこと
 - (イ) 当日、元の通りに修復できない場合には、加害者若しくは加害チームが費用を負担して、グラウンド責任チームの責任者に預け、以後の処置をお願いする
- (3) 修理費用の負担については、次の通りとする。
 - (ア) 試合中の行為であれば、「リーグ」が負担するので、事務局長へ届け出る。領収証と引き換えにリーグより支払う
 - (イ) 練習中の行為であれば、各チームで負担すること

3 - 7 学校施設を利用する場合の注意事項

- (1) 学校内では、教育的立場から禁酒・禁煙とする。
- (2) 喫煙は、所定の場所で行うこと。
- (3) 喫煙場所は、グラウンド責任チームが設けること。
- (4) 立入禁止区域や立入禁止施設には、絶対に入らないこと。
- (5) キャッチボールの禁止区域では、絶対にキャッチボールを行わないこと。
- (6) 学校の校庭開放区域では、絶対にキャッチボール等を行わないこと。
- (7) 校庭開放等が行われている時には、必ず校庭開放委員の指示に従うこと。

4. 試合当日

4 - 1 試合当日の対応（グラウンドコンディション不良等の場合）

- (1) グラウンド責任チームの責任者は、定時の試合開始を不可と判断した場合には、午前6時30分までに事務局長へ連絡をすること。
- (2) 雨天の場合でも、試合チームは試合中止ではなく「待機」とする。
- (3) 当日、試合を行うか、中止するか判断は、グラウンド責任チームの責任者へ一任する。

グラウンド責任チームの責任者以外の者が意見を述べることはできない。

- (4) ただし、グラウンド責任チームの責任者は、事務局長に対してアドバイスを受けることはできる。
- (5) 待機時間は、原則として午前 10 時と、12 時（正午）までとし、最長で 12 時（正午）までとする。
- (6) グラウンド責任チームの責任者は、グラウンドコンディションを見て、待機時間を当該チームに連絡すること。
- (7) 待機の連絡がない場合は、原則として規定の時間までに試合会場に集合すること。試合会場に集合後、待機時間があつた場合、または待機して試合ができなかった場合にも、グラウンド責任チームの責任者に対して苦情を言わないこと。
- (8) 12 時（正午）を過ぎてもグラウンドコンディションが不良の場合には、原則として中止とする。試合を中止した場合は、グラウンド責任チームの責任者は、事務局長へ試合中止の連絡をすること。
- (9) 以下の場合には、待機時間が 12 時（正午）を過ぎても、待機をして試合を行うことがある。
 - (ア) 全試合の日程の消化が、非常に遅延している場合
 - (イ) 著しく試合日程の消化が遅れているチームの場合
 - (ウ) その試合を消化すれば、以後の日程の消化が良好になる場合
 - (エ) その他、事務局が必要と認めた場合

4 - 2 待機の後、試合を開始する場合

- (1) 時間的に全日程を消化できない場合は、以下の通り、試合開始時間により、試合組合せの上位の試合を中止する。グラウンドの移動がある場合も、同様とする。

試合開始予定時間

第 1 試合	8 : 30 開始
第 2 試合	9 : 30 開始
第 3 試合	10 : 30 開始
第 4 試合	11 : 30 開始
第 5 試合	12 : 30 開始
第 6 試合	13 : 30 開始
第 7 試合	14 : 30 開始
第 8 試合	15 : 30 開始

4 - 3 試合

- (1) 選手の集合時間は、試合開始予定時間の 1 時間前とする。
- (2) 前試合が終了しても試合会場に来ない場合は、原則として棄権とみなす。
- (3) 次の場合は、棄権としない。
 - (ア) 試合組合せにより遅れる場合
 - (イ) 試合会場の移動により遅れる場合

- (ウ) 公式行事、公式理由により、事前に事務局長の承認をもらっている場合
- (エ) 他の特別な理由により、事前に事務局長の承認をもらっている場合

5. 試合中の注意事項

- (1) 試合中に、監督、コーチ、選手、応援者が、「けなす」「批判する」「なぐる」「ける」「その他の暴力行為」を行った場合、1度目は審判よりの警告とするが、その後警告を無視する場合には、監督（若しくは代理人）、及び当該者を退場とする。監督（若しくは代理人）、及び当該者退場以後、警告を無視する場合には、その試合を没収試合とし、違反チームは不戦敗とする。
- (2) 試合をスムーズに行うために、むやみにタイムを要求したり、著しい抗議を行わない。

6. 試合後の結果連絡

- (1) 試合結果は、グラウンド責任チームの責任者が、当日午後8時までにFAXで事務局長、及び広報部長へ連絡すること。
- (2) 事故等があった場合は、グラウンド責任チームの責任者が、当日速やかに事務局長へ連絡すること。
- (3) 費用が伴うことは、当該チームの責任者が、事務局長へ連絡し、承認された後に財務部長へ連絡すること。

7. 選手の心構え

- (1) グラウンドに入る時と出る時は、必ずグラウンド向かって挨拶をする。
- (2) 他のチームの監督、コーチ、関係者に会った時は、挨拶をする。
- (3) 時間を正確に守ること。
- (4) 服装を正し、選手として好ましい印象を持たれるように努力すること。
- (5) ルールを正確に覚えること。
- (6) 道具を大切にすること。
- (7) 自分の健康管理は、自分で行うこと。
- (8) 試合中の攻守交代は、駆け足で行うこと。
- (9) 常に謙虚な気持ちでプレーを行うこと。